

守口市紙おむつ給付事業のご案内

◎対象者

要介護者および 主たる家族介護者

- 要介護者及び主たる家族介護者が守口市に住所を有している

要介護者

- 65歳以上である
- 要介護3から5の認定を持っている
- 非課税である
- 常時紙おむつを必要とする
- 生活保護を受給していない

主たる家族介護者

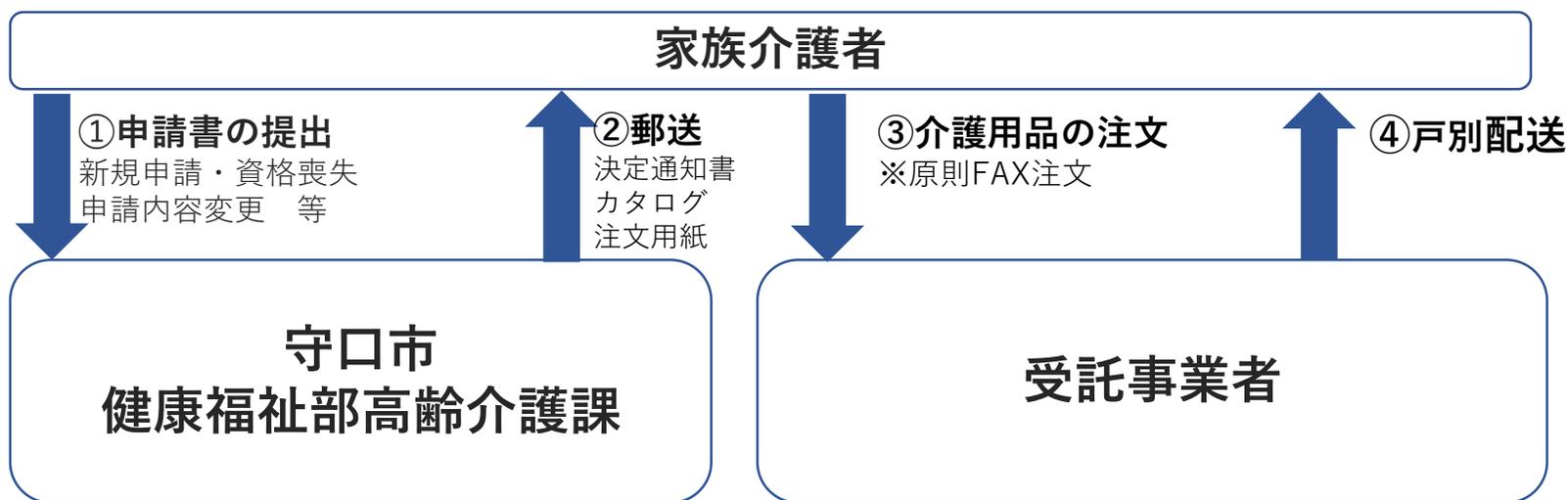
- 要介護者を在宅で介護している
- 主たる家族介護者の属する世帯員全員が非課税
※要介護者と同居・別居は問いません。



全てに☑がつく方は紙おむつ給付事業対象者です。

ケアマネジャーに「紙おむつ給付に係る現況調査書」の記入をご依頼ください。

◎給付の流れ



- ① 要介護者及び主たる家族介護者が属する世帯員全員の税申告が必要です。
※ 未申告の場合は課税課まで、申告をお願いいたします。
- ② 給付が決定した場合、申請者の方に守口市から紙おむつ給付事業（給付・却下）決定通知書を送付します。

新規申請された方へ

申請日より初月の給付が2か月分または1か月分になります。下記の表をご確認いただき、注文締切期間までに**必ず**受託業者までご連絡ください。

◎配送スケジュール

・奇数月配送対応可能期間

紙おむつ 給付該当月	新規申請受付期間	商品注文締切
5月～6月	受付終了	受付終了
7月～8月	6/1～6/20	6/28
9月～10月	7/16～8/20	8/30
11月～12月	9/16～10/18	10/31
1月～2月	11/18～12/20	12/27
3月	1/16～2/20	2/28

・奇数月配送に関する注意事項

- ① 商品注文締切日までに必ず2か月分の介護用品をご注文ください。

・偶数月配送期間 (初回のみ)

配送対象月	新規申請受付期間	商品注文締切
6月	5/21～5/31	6/10
8月	6/21～7/15	7/31
10月	8/21～9/15	9/30
12月	10/21～11/15	11/29
2月	12/21～1/15	1/31

・偶数月配送に関する注意事項

- ① 商品注文締切日までに必ず1か月分（税込4,120円以内）の介護用品をご注文ください。
- ② 次回以降から2か月分の介護用品を給付します。必ず通常（奇数月）の配送実施月前月末までに2か月分（税込8,240円以内）の介護用品へ注文をご変更ください。



紙おむつ給付対象外になった際は速やかに守口市高齢介護課へ
「守口市紙おむつ給付事業変更・資格喪失届」をご提出ください。（郵送可）